

第16回大空町農業委員会総会議事録

令和3年10月25日 第16回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	4番 佐 藤 廣 治
5番 斎 藤 宏 幸	7番 伊 藤 博 幸	8番 長 尾 照 幸
9番 渡 邊 恵 二	11番 真 鍋 剛	12番 増 子 昭 雄
13番 福 田 英 信	14番 原 本 勝 広	15番 遠 藤 哲 也
17番 佐 野 一 義	18番 渡 辺 誠	19番 高 橋 敬 義
20番 佐久間 仁	21番 仲 西 政 克	22番 岡 本 シゲ子
23番 丹 羽 真 治	24番 石 田 正 俊	

(2) 欠席者

3番 森 英 章	6番 森 賀 祐 司	10番 福 田 重 幸
16番 石 原 せつえ		

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 幹 石川 大樹	主 事 見延 洸太
-----------	-----------	-----------

第16回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第16回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>委員の皆様におかれましては、10月になり収穫期の終盤を迎えて大変お忙しい中、第16回農業委員会総会に出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>まず始めに先月の総会におきまして、北海道より緊急事態宣言の発令、またこの会議室が集団接種会場になりました事によりまして会場変更、出席者を減じて開催いたしましたこととお詫び申し上げます。</p> <p>また、新型コロナでございますが、感染者はかなり減ってきているところでございますが、当委員会といたしましては、今後も対策をしっかり行ない活動していきたいと思っておりますので、皆様のご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、10月も残すところ僅かになりまして、長雨が続きまして収穫作業も遅れていると皆さん思われますが、焦る気持ちもあるところではございますが、事故には気を付けて収穫作業を行われることをお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>9月24日開催の第15回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第16回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時34分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p>

井上局長	<p>事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、20名であります。</p> <p>森委員、森賀委員、福田重幸委員、石原委員委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計9件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、1番小川委員、9番渡邊恵二委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番及び2番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和3年10月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番及び2番朗読】</p> <p>この件につきましては、現在すでに賃貸借を行っている農地について、金額を見直し、再設定を行うものであります。そのため、図面を省略しております。</p> <p>なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員より補足説明があればお願いします。</p>
委員	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形</p>

	<p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番及び 2 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番及び 4 番について、借主が同一ですので、 一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 3 番及び 4 番朗読】 3 番の案件につきましては、貸主の規模縮小に伴う新規案件となっ てございます。図面については、1 ページに掲載をしておりますので ご参照ください。 4 番の案件につきましては、新規案件となっております。 図面については、2 ページに掲載をしておりますのでご参照くださ い。 なお、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないこ とを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>

石田会長	これより利用権設定関係 3 番及び 4 番について質疑に入ります。
〇〇委員	すみません。 これ、賃借料が違うと思うのですけれども。
石田会長	土地の表示面積に耕作されていない部分が含まれており、その分を含めるとこの面積になりまして、賃貸借は実耕作面積に 9 5 0 0 円を掛けて 1 0 8 万 7 7 5 0 円ということになっています。 よろしいでしょうか。
〇〇委員	はい。
石田会長	他に質疑はありますか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 3 番及び 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和 3 年 1 0 月 2 5 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
石川主幹 見延主事	【議案第 2 号所有権移転関係 1 番朗読】 この案件につきましては、譲渡人の規模縮小に伴う新規案件となっ

	<p>ており、10月11日に第2地区農業委員さんによりあっせん会が行われております。図面については、3ページのとおりです。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号所有権移転関係2番朗読】</p> <p>この件につきましては、新規案件となっております。図面につきましては、4ページに掲載をしておりますのでご参照ください。</p> <p>10月15日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹 見延主事	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、貸主の規模縮小に伴う新規の案件となっ ており、10 月 11 日に第 2 地区農業委員によりあっせん会が行われ ております。図面については、5 ページのとおりです。 なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に全て適合している ことを確認しておりますのでご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、事務局の説明を求めます。
石川主幹	議案第3号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和3年10月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第3号1番朗読】 この件については、10月11日に第2地区および第3地区の農業委員さんに、鉄塔の整備地につきまして現地調査いただいているところであり、全ての筆につきまして農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、6ページ7ページに掲載してございますのでご参照願います。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、10月11日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
石田会長	次に、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、10月11日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
石田会長	これより議案第3号1番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業委員会要望書について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
井上局長	<p>議案第4号「農業委員会要望書について」このことについて、次の とおりに決定したいので、審議を求める。令和3年10月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>当案件に係る法律的な根拠は、平成27年度までは「農業委員会等 に関する法律第6条3項」において「農業委員会は、区域内の農業お よび農民に関する事項について、他の行政庁に建議することができ る」と規定されておりましたが、平成28年4月1日の法改正によ り、建議としての位置づけが削除されたため、平成28年度より農業 委員会から町への「要望書」として提出しているところです。</p> <p>7月及び9月に開催した農政振興部会並びに9月開催の委員協議会 において審議した結果を上程してございます。すでに委員協議会にお いて全文を朗読しご説明しておりますので、新型コロナウイルス感染 拡大防止に鑑み、前文のみ朗読し、具体的な要望内容につきましては 概略をご説明いたしますので、ご理解くださいますようお願いしま す。</p> <p>【議案第4号前文朗読】</p> <p>日付は本日、議決を頂けましたら、町長部局と日程調整して提出す る日を記載いたします。</p> <p>石田会長、丹羽職務代理、渡邊恵二農政振興部長、そして私の4人 で町長を訪問のうえ提出したいと考えております。</p> <p>続きまして、具体的な要望の内容に移らせて頂きますので、13ペ ージをご覧ください。</p> <p>要望事項は「自然にやさしいエネルギーの拡大について」から、「農</p>

	<p>業機械の I C T 化への対応について」までの 6 項目でございます。 続きまして、具体的な要望の内容に移らせていただきます。</p> <p>【議案第 4 号要望書（案）説明】 以上、ご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p>
石田会長	<p>これより議案第 4 号について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
石川主幹	<p>報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成 2 0 年農業委員会規則第 1 号) 第 1 8 条の規定により、会長専 決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和 3 年 1 0 月 2 5 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第 1 号朗読】 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。</p>
	<p>(午後 2 時 1 5 分)</p>

